

# 男女共同参画センターご利用案内

## 相談

誰もが自分らしく生きる上での様々な悩みの相談を受けています。

夫婦、家庭など、周りの人との関係などの悩みを聞き、解決のための一歩を踏み出す応援をします。

**秘密は厳守。相談は無料です。お気軽にご相談ください。**

※相談時間は、お一人50分までです。

電話相談 / 専用ダイヤル 077-527-5508

- 男女共同参画センター相談  
毎週木・金曜日(祝日は除く) 10:00~16:00
- LGBTQ 電話相談  
毎月第2火曜日・第4日曜日 18:30~21:15

面接相談 / 予約ダイヤル 077-528-2615

- 相談員による相談  
毎週月曜日(祝日は除く) 13:00~16:00
- 女性カウンセラーによる女性の悩み相談  
毎月第2・4火曜日 13:00~16:00

**相談日は、毎月1日号の広報おおつに掲載します。**

~ご相談の間は託児をご利用いただけます~

※1歳以上未就学児のお子様のみ  
※予約制になりますので、ご相談のご予約時にお申し出ください。

## 多目的室をご利用ください

1時間単位でお貸ししていますので、会議などにぜひご利用ください。

- 面積 ..... 49.22㎡
- 定員 ..... 24名
- 使用料 ..... 1時間 / 230円  
(市民・非営利目的で利用の場合)

※利用される場合は、事前のお申込みが必要です。また、営利非営利等の目的や、大津市民であるかなどにより金額が異なります。



## 図書コーナー

男女共同参画に関する図書やビデオ・DVDを貸し出しています。

- ◆ 図書 ..... 1回につき5冊まで 3週間
- ◆ ビデオ・DVD ..... 1回につき1本 1週間

※初めてご利用される方は「図書貸出券」を発行します。  
市内在住・在勤・在学が確認できるものをご持参ください。  
(運転免許証・社員証・学生証など)

## 令和5年度 開催講座(実績・予定)

男女共同参画社会を実現するための、様々な講座を開催しています。また、開催する講座の内容に応じて、託児を行っています。

各講座の募集は随時「広報おおつ」等でお知らせします。

※内容や日程は変更になる場合があります。

講座名	開催日時
親子のほっとサロン ~笑いヨガで心もからだもすっきり!~ 【会場・オンライン】	6月 7日 10月11日
男女共同参画シネマin図書館	6月28日
親子のほっとサロン ~ピラティスで心とからだをメンテナンス~ 【会場・オンライン】	7月 3日 11月 6日
アンガーマネジメント講座 ~イライラと上手に付き合おう!~	7月20日
親子で学ぶ!「性」のこと ~おへそは何でついているの?~	8月 2日
キャリアデザインセミナー (大津市1DAYインターンシップ)	9月15日
女性のための法律講座 ~わたしの明るい未来のために~	10月13日
現役警察官による護身術講座	11月(予定)
生き方を見つめ直す講座(男性対象)	12月(予定)
仕事と家庭の両立支援セミナー	3月(予定)

## 大津市男女共同参画センター

- ◆ 所在地 〒520-0047  
大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階
- ◆ 開館時間 月~金曜日 9:00~17:00
- ◆ TEL 077-528-2615
- ◆ FAX 077-527-6288
- ◆ E-mail otsu2463@city.otsu.lg.jp
- ◆ 交通機関 京阪電車びわ湖浜大津駅すぐ前  
JR大津駅より徒歩15分

ぜひ  
お越しください!



# ハーモニック おおつ

Vol.15  
2023.9.22

## harmonic おおつ

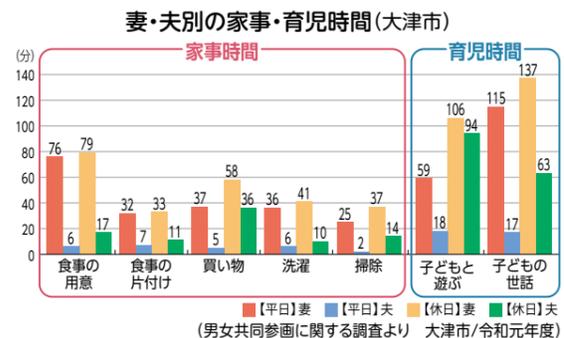
## 大津市における男女共同参画の取組紹介

大津市では、令和4年度からスタートした「おおつ かがやきプランⅣ(大津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画)」に基づき、すべての人が多様性を認め合い、尊重し合うことにより、自分らしく最大限に力を発揮でき、一人ひとりがかがやくまちの実現に向け、様々な取組を行っています。

### 食材宅配サービス事業

近年、家事・育児に参画する父親は増加しつつあるものの、「食事の用意」については依然として男女間で家事時間に大きな差があります。

そこで昨年度に実施したモニター事業を踏まえ、今年度は市内在住の未就学児を育児中の男性を対象に初心者でも料理を始めやすいミールキット(食材とレシピ)の宅配サービス事業を行っています。



### Comment

昨年度のモニター事業参加者より  
たくさんのうれしいお声をいただきました!



- ・料理の経験がほとんどないので、手軽に取り組みやすかった。
- ・普段から調理しているがメニューの内容から味付けのコツを覚えることができた。今後の調理に活用していきたい。
- ・いつも調理してくれている妻の大変さを改めて実感する一方で、調理の楽しさを知ることができた。

### おおつパラスクール

ミールキット事業参加者の方にもご参加いただき、父親が育児の実践的なスキルを学ぶ「おおつパラスクール」を開催しています。

第1回パラスクールとして(株)ヨシケイ滋賀の調理師の方を講師にお招きし、料理入門教室を開催しました!

野菜の切り方や炒め方などアドバイスを受けながら料理に挑戦していただき、「自宅で実践する自信がついた」というお声をいただきました。



### おおつパラスクール開催実績・予定

- 8・9月 料理入門教室
- 9月 父と子の自然教室
- 10月 パパと一緒にベビー防災
- 11月 パパの絵本遊び大作戦
- 12月 ふしぎあそびと全身運動
- 2月 はじめよう!我が家の家事シェア

### Check!

参加者募集を行う講座は、  
広報おおつやホームページなどでお知らせします。  
是非チェックしてください!

## 令和6年4月 DV防止法が改正されます /

### DVとは

配偶者からの暴力(DV)とは、配偶者や生計を同じくし、婚姻関係に準ずる関係の相手方など親密な関係にある(あった)パートナーからふるわれる身体的、精神的又は性的な暴力のことをいいます。

### DV防止法とは

DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)は配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成13年に成立した法律です。

### 改正のポイント

項目	現行	改正後
保護命令の対象被害	「身体的暴力」 「生命や身体に対する脅迫」	暴言や脅迫で心理的に相手を追い詰める「精神的DV」を追加
電話等禁止命令対象行為	電話やメール	「SNS等の送信」 「性的羞恥心を害する電磁的記録の送信」 (例)性的な画像や動画などの記録 「位置情報の無承諾取得」等の追加
保護命令の期間	6か月間	1年間
命令違反をした場合の罰則	1年以下の懲役または100万円以下の罰金	2年以下の懲役または200万円以下の罰金

※保護命令等とは…被害者が配偶者等から身体及び精神に対する暴力によりその生命または身体に重大な危害を受けるおそれが大きい時に裁判所が被害者からの申し立てにより、加害者に対し発する命令のことです。

## 配偶者等を大切に、DVを許さないまち「大津」をめざして

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。あなたがDVを受けて苦しい時、もしやこれはDVでは?と思う時は、ひとりで抱え込まずに相談してください。加害者にも被害者にもならないために、自分のことを大切に、相手のことを思いやる関係を築きましょう。



### DV相談窓口

#### DV相談+ (内閣府男女共同参画局)

電話番号: 0120-279-889

相談時間: 24時間受付 \*メールやSNSでも相談を受け付けています  
(メールでの受付時間は24時間、SNSでの受付時間は12時~22時)

#### 大津市男女共同参画センター 電話相談

電話番号: 077-527-5508

相談日時: 木・金(祝日・年末年始を除く) 10時00分~16時00分

#### 男女共同参画相談室(滋賀県立男女共同参画センター内)

電話番号: 0748-37-8739

相談日時: 火・水・金・土・日曜: 9時~12時、13時~17時  
木曜: 9時~12時、17時~20時30分  
(祝日の翌日、年末年始、施設点検日等は休み)



## 『メディア社会を生きる私たちとメディア・リテラシー』



NPO法人  
FCTメディア・リテラシー研究所  
所長 西村 寿子 さん

### Profile

大阪大学文学部日本史学科卒業。月刊『ヒューマンライツ』編集長、大阪大学人間科学部非常勤講師、一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団常務理事・事務局長を経て、2018年より関西大学非常勤講師(現在に至る)

共著: 鈴木みどり編  
『最新Study Guide メディア・リテラシー入門編』  
(2013年リベルタ出版)

私たちは、生まれてすぐに(生まれる前から)身体の特徴によって性別を分類されています。そして、ありとあらゆるものが性別によって割り当てられていきます。たとえば、名前、服、髪型、生活用具、おもちゃ、文具の色や形、遊び、習い事、スポーツ、子どもへの声かけなど。

ジェンダーは「社会的・文化的につくられた性差」と言われていますが日常生活の中でつられていきます。同時に、私たちは、無数のメディアからの情報を、まるで空気を吸うように自分の中に取り込むメディア社会を生きています。メディアは、ジェンダーと密接な関わりがあると考えられるでしょう。

### メディア・リテラシーとは

メディア・リテラシーとは、私たち市民が、メディアの「受け手」ではなく、能動的な「読み手」「使い手」としてメディアに向き合っていくことをめざす取り組みです。

「メディア・リテラシーとは、市民がメディアを社会的文脈でクリティカルに分析し、評価し、メディアにアクセスし、多様な形態でコミュニケーションをつくりだす力をさす。また、そのような力の獲得をめざす取り組みもメディア・リテラシーという。」(①)と定義されています。メディア・リテラシーの8つの基本概念(すべてのメディアに共通する性質)の最初に、「1.メディアはすべて構成されている」がありますが、これは、すべてのメディアは、人間の手を経て選択され優先順位をつけて私たちに提示されていることを意味しています。メディアは現実を映し出す鏡ではないということです。

ですので、私たちは、政治や経済の動きも考えながら、多面的に読み解いていくことが大切です。

### ニュース報道のモニター結果から

CM、ドラマ、アニメは作られていても、ニュース報道は事実を伝えているという理解があります。しかし、ニュース報道も構成されています。

一例を挙げると、FCTが参加したニュース報道をジェンダーの視点からモニターする世界的な調査GMMP2020(2020年9月29日実施、世界116カ国が参加)があります(②)。調査結果からは世界的にもニュース報道に登場する人物は、ジェンダーの観点から大きな偏りがあることが分かっています。

ここでは、日本の結果を少し紹介します。まず、モニター日に日本では178のニュースを分析しましたが、ジェンダー関連のニュースはゼロでした。

ニュースに登場する人物を見ると、新聞、テレビなどの伝統的メディアで女性の登場は、20%です。インターネット、X(旧Twitter)のニュースメディアでも18%です。

ニュースのテーマ分類との関係を見ると、「政治と行政関係」ニュースに登場する女性の比率は8%にすぎません。

ニュースに登場する人物の職業分類でも偏りがあります。女性は、家事従事者(100%)、学生(72%)、看護師(40%)、事務員・店員(35%)など限定した職業です。研究者、ジャーナリスト、官僚はゼロです。

ニュースで登場する時の役割も、女性は、組織を代表する発言(4%)、専門家としての発言(13%)は少なく、個人的経験(42%)を語る人物として登場しています。

このように、ジェンダー・ギャップ指数125位(146カ国中)という日本の女性の地位とニュース報道の構成は、たいへん重なっていることがわかります。

登場人物の性別について、女性でも男性でもない判断できる例はありませんでした。

このように、ニュース報道をモニターしながら一つ一つ分析する取り組みを通して、普段気づかないジェンダーによる偏りを実感します。

また、メディア・リテラシーワークショップは、一つのニュースやCM、子ども向けアニメ番組を参加者が話し合いながら読み解く、楽しい学びの場です。機会があればぜひ、ご参加ください。

① 鈴木みどり編『最新Study Guide メディア・リテラシー入門編』、リベルタ出版、2013年、FCTのサイトに全文掲載  
② 『GMMP2020 日本の取り組み報告書』(FCT、2022.6)



メディア・リテラシーワークショップの様子